

第1回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会 議事録

日 時：平成24年5月24日（木） 10時00分から11時20分

場 所：砂川市役所 本庁舎3階 大会議室

出席者：

【協議会委員（委員五十音順）】

澤田幸三、住亮太郎、其田勝則、高村雄渾、坪江利香、広瀬美智子、堀江和美、水島孝嗣、
皆上泰信

欠席者：吉田和枝

【砂川市関係者】

市長 善岡雅文、副市長 角丸誠一、教育長 井上克也、総務部長 湯浅克己、
市民部長 高橋豊、経済部長 栗井久司、建設部長 金田芳一、教育次長 森下敏彦、
消防長 佐々木薫

【事務局】

まちづくり協働課長 近藤恭史、まちづくり協働課まちづくり協働係長 板垣喬博

1. 開会

事務局：皆様、本日は大変御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。
ただいまから、第1回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会を開催します。

2. 委嘱書交付

事務局：はじめに委員の皆様方に善岡市長から委嘱書を交付いたします。
市長が皆様の席の前に参りますので、その場でご起立のうえ、委嘱書をお受取り
いただきますようお願いいたします。

～ 委嘱書の交付（各号委員ごとに五十音順 9名） ～

事務局：なお、吉田和枝様につきましては、本日、急なご都合によりご欠席されております
ので委嘱書につきましては、後日、交付をさせていただきます。
以上で委嘱書の交付を終了いたします。

3. 市長挨拶

事務局：ここで、協働のまちづくり指針の策定につきまして、善岡市長より、ご挨拶を申し
上げます。

市長：皆さん、大変お忙しい中、砂川市協働のまちづくり指針策定協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

第6期総合計画の中では、協働という考え方は、計画の根本に流れている課題でございます。私も市長になった時には、雇用の確保とともに協働のまちづくりを大きな基本テーマとして訴えてまいりました。

今回、まちづくり協働課をつくりまして、やっとここまでこぎ着けてまいりましたけれども、協働の指針といいますのは、高齢化の中でなかなか市民の顔が見えにくくなってきている。そのような中でもう一度、原点に戻って地域の町内会、いろいろな行政課題に対応していただいているNPO法人のほかそれぞれの団体の皆様、そして行政、事業者が一緒になって、新しい砂川の道標をつくっていかうというものでございます。

この協働の考え方は、先進地の資料もお配りしてありますけれども、なかなか市民の顔が見えにくくなってきている中、また、右肩上がりの時代ではなくなってきて、行政がかつてのように一律の考え方で運営できるような時代ではなくなってきた。そのような中、地方自治法の住民自治、この基本にもう一度立ち返り、住民が中心となって新たな行政課題に柔軟に対応していかうというものでございますが、協働についての私の考え方は、その前にはまず、行政自らが変わっていかなければ、この目標は達成できないであろうと考えているところでございます。

本日は、それぞれの分野でご活躍されております10名の皆様に委員となっていただきました。

今後、7回ほど会議を予定してございますけれども、皆様方をお願いいたしますのは、ここで十分に本音を出していただいて、行政のお尻を叩くぐらいの考えで、よい指針をつくっていただきたいということでございます。

お忙しいお仕事を持っておられる方、主婦でいろいろ家庭の事もしなければならぬ方もいらっしゃるかもしれませんが、なんとかこれぞ砂川市という協働の指針をつくっていただいて、それに基づいて、行政、市民の方、各事業者やNPO法人等の団体の方々と新しい砂川をつくっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

4. 自己紹介

事務局：ここで、委員の皆様から、席の順に自己紹介をお願いしたいと思います。

～ 委員自己紹介 9名 ～

事務局：委員の皆様、大変ありがとうございました。

続きまして、砂川市より職員 of 自己紹介をさせていただきます。

～ 職員自己紹介（副市長より順に事務局まで 11名）～

事務局：なお、本日は市立病院事務局長が出席予定でしたが、公務出張のため欠席
していますことをご了承願います。

以上で、職員の紹介を終わります。

5. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会について

事務局：続きまして、次第の5番目になりますが、協働のまちづくり指針策定協議会につ
きまして、ご説明をさせていただきます。

お配りしております資料2の「砂川市協働のまちづくり指針策定協議会設置要綱」
に沿って、ご説明をさせていただきますのでご覧願います。

まず、第1条の設置及び第2条の所掌事項ですが、本協議会は、砂川市の協働によ
るまちづくりを推進するため、協働のあり方や方向性についての指針の策定に関し、
必要な事項について調査審議し、その結果を市長へ提言することを目的として設置し
たものです。

次に第3条の構成ですが、協議会は、委員10人以内で構成するとされております
ので、本協議会は、お手元の資料1の協議会委員名簿のとおり、1号委員として学識
経験を有する者1名及び2号委員として地域活動団体関係者7名の他に、3号委員と
しまして、その他市長が必要と認める者として、公募による市民委員2名の全10名
で構成をしています。再び、資料2におもどり願います

次に、委員の皆様任期につきましては、第4条に規定していますように、委嘱の
日からということで、本日から、指針案を策定し、市長への提言をしたときまでとし
ております。

次に協議会の運営に関しましては、第5条に規定していますように、協議会に会長
及び副会長をそれぞれ一人ずつ委員の互選により置くこととし、また、第6条では、
協議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数以上の出席により成立することになっ
ております。

最後に、第7条及び第8条についてであります。協議会の庶務は、総務部まちづ
くり協働課において行うこととし、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関
し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとしております。

なお、その他具体的な審議の内容や進め方等につきましては、後ほどご協議いた
だきます。策定方針の中で説明させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

ここでご質疑等お受けしたいと思っておりますが、ありませんでしょうか。

～ 委員の皆さんよりなしの声 ～

6. 会長及び副会長の選出

事務局：続きまして、協議会設置要綱第5条第1項の規定により、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。

早速ですが、会長、副会長の推薦等について、何かご意見等はありませんでしょうか。

特に無いようですので、事務局より提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～ 委員の皆さんより異議なしの声 ～

事務局：それでは、事務局より提案をさせていただきます。

事務局の案ですが、会長には、本市産業界の中心であります商工会議所の会頭でいらっしゃる水島孝嗣様を、また、副会長には、地域コミュニティの最も基本的な組織であります町内会連合会の副会長でいらっしゃる高村雄渾様にお願いしたいと考えております。

皆様いかがでしょうか。

～ 委員の皆さんが拍手で賛同 ～

事務局：ありがとうございます。

事務局案を皆様に御賛同いただきましたので、会長には、水島孝嗣様に、副会長には、高村雄渾様に決定させていただきたいと存じます。

会長、副会長は、席の移動をお願いします。

～ 会長、副会長は席を移動 ～

事務局：会長及び副会長から一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。水島会長からよろしく願いいたします。

会長：ただ今、非常に大役の指名をいただきました。協働によるまちづくり、あまりにも大きなテーマでございまして、非常に重い荷物を背負ったような気がしているところがございます。このようなことで皆目、見当がつかないでいるのですが、皆さんの意見をしっかりと聞きし、さらに自ら知識を高めて、より良い指針づくりに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副会長：水島会長を補佐するという役目でございますので、皆さん方と協議をしながら、また、ご協力をいただきながら、より良いものを市長に提言していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

7. 議事

事務局：それではこれより、議事に移りたいと思います。その前に大変恐れ入りますが、市長につきましては、公務の都合で、ここで退席をさせていただきたいと思います。

～ 市長退室 ～

事務局：まず、本日の会議につきましては、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことを報告いたします。また、これより会議の議長は、水島会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会長：会議の議長を務めることになりました水島です。よろしくお願ひいたします。
それでは、会議に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたしたいと思います。
この協議会の会議は、本日を含め、原則公開することとし、議事録を作成するため会議の内容は録音します。また、会議内容は、委員の名前を除き、市のホームページ上で公開することにしたいと思いますが、ご意見はありますか。
異議のない方は拍手をお願いします。

～ 委員の皆さんが拍手で賛同 ～

会長：それでは、まず、議事の1番目に入ります。「砂川市協働のまちづくり指針の策定方針について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：議事の(1)砂川市協働のまちづくり指針策定方針について、ご説明申し上げます。
砂川市協働のまちづくり指針策定方針につきましては、お手元の資料の3となっております。これからお見せいたしますスライドと合わせてご覧いただきたいと思います。それでは照明を落とさせていただきます。

市民と行政がお互いを理解し、知恵を出し合い、力を結集して「協働のまちづくり」を実践していくためには、両者がともに協働についての理解を深めることが重要となります。

そのため、誰もが共通認識を持って協働のまちづくりを一層推進していくことができるように、協働のあり方や方向性を示す「砂川市協働のまちづくり指針」を平成24年度に策定することとしております。

指針の策定にあたりましては、これからご説明いたします策定方針に基づき、策定事務を執り進めていきたいと考えております。

策定方針について、ご説明いたします。お手元の資料では1ページになります。

はじめに、指針策定の基本的な考え方(1)指針策定の背景と趣旨についてであり

ます。

冒頭、砂川市が目指すまちづくりとは、どのようなものかについて、触れておきたいと思います。

本市では、まちづくりを進めるにあたり、まちづくりの指針となる「総合計画」に沿って、まちづくりを進めています。この計画は、昭和41年以来、その時々時代の背景や社会・経済情勢の変化に対応しながら、その都度、まちづくりのあり方を検討し、内容の見直しが行われながら、これまで6期にわたる計画が策定されております。

現在は、平成23年度から32年度までの10年間のまちづくり計画であります「砂川市第6期総合計画」に基づき、まちづくりが進められているところであり、めざす都市像を「安心して心豊かに いきいき輝くまち」と掲げております。

この計画は、総合計画審議会における議論やまちづくりに対する市民アンケートなどを基に、市民の皆さんと一緒に策定したものであります。

「めざす都市像」の実現に向け、この計画では、まちづくりの分野を6つに分けて、それぞれ基本目標を設定しているところであります。

6つの基本目標についてであります。まず、1つ目は生活環境・防災分野であり、基本目標を「人と環境に優しいうるおいのあるまち」、2つ目は医療・保健・福祉分野であり、「健康としあわせ広がるふれあいのまち」、3つ目は教育・文化・スポーツ分野であり、「いきいきと学び豊かな心を育むまち」、4つ目は都市基盤の分野であり、「やすらぎと豊かさ広がる快適なまち」、5つ目は産業振興の分野であり、「にぎわいと新たな活力を生み出すまち」、6つ目は市民参画・コミュニティ・行政運営の分野であり、「次代へつなぐ市民と共に歩むまち」の6つの基本目標となっております。

さらに、この6つの基本目標を推進するにあたり、まちづくりに共通する3つの考えを掲げております。

1つ目は、「協働によるまちづくりの推進」であり、市民・地域・事業者・行政などが、お互いの信頼関係を築き合い、市民活動の活性化を図るとともに、みんなが主体的に参加するまちを目指します。

2つ目は、「地域コミュニティの推進」であり、多様なコミュニティ活動を推進することで、地域に連帯感をもたらし、みんなが主体的に地域課題の解決に取り組むことができるまちを目指します。

3つ目は、「健全な行財政運営の推進」であり、地域主権の時代に対応した行政運営を推進するとともに、財政の健全性を維持していくことができるまちを目指します。

この3つを、共通した考えとし、これらを基本とした取り組みを進めることとしております。

これからのまちづくりは、地域づくりの力となる地域コミュニティを育みながら、協働のまちづくりを進めるとともに、持続可能な地域社会の形成を図るため、健全な財政基盤の確立を進めていくことが、住みよいまちづくりに繋がっていくとの考えからこのような共通する考えになっているところであります。

また、まちづくりにおいて、特に力を入れていく政策の1つとして、「共に歩む社会の推進」を「まちづくりの重点課題」として位置づけております。

この「共に歩む社会の推進」では、協働のまちづくりの実現に向け、「環境づくり」

や「体制づくり」などの取り組みを進めるほか、生活に身近な問題解決のため、町内会活動などの地域コミュニティを推進するための支援を行うとともに、ともに支え合う地域社会を築くため、市民、事業所、NPO、行政などがそれぞれの専門性や役割を発揮し、お互いに連携して継続性を持ちながら、ボランティア活動等を実施していく体制の構築に向けた取り組みを進めることとしております。

これらの考えを基本に、砂川市では「協働によるまちづくり」に向けて取り組みを進めているところであり、また、昨年、就任いたしました善岡市長のまちづくりにおける基本姿勢といたしまして、「協働のまちづくり」を重点政策の一つとして掲げているところであります。

住みよいまちを築いていくには、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の皆さんの力、地域の力が欠かせないと考えているところでございます。

それでは、先ほどから、「きょうどう」という言葉を使っていますけれども、きょうどうという言葉にもさまざまなものがあります。

ここに3つの「きょうどう」があります。

この3つは、どれも発音が同じで、意味も似ておりますが、それぞれには、違いがございます。

①の「共同」は、一緒に行動する（使う）ことであり、物品等の共同購入、テレビ等の共同制作、共同浴場などで使用されております。

②の「協同」は、一緒に力を合わせて行動することであり、商工会議所や農業協同組合などがこれにあたります。

③の「協働」は、市民、町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、市などが、対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合い行動していくことといった意味の言葉として使われております。

今、砂川市が進めている「きょうどう」は、3つ目の協働であります。

続きまして、「協働のまちづくりのイメージ」を示した図がこちらの図であります。

参考資料としてお配りしております市民の皆さん向けのパンフレットとして作成をいたしました、「市民との協働によるまちづくりを目指して」の3ページと同様のものがあります。

私たちのまわりには、一人でやるよりもお互いに協力してやることにより、良い知恵や大きな力が生まれることがたくさんあります。

協働とは、地域の課題を解決したり、より地域の魅力を引き出したりするために、みんなが、対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合い行動していくことだと考えております。

そのことをイメージしたものが、この図でありまして、砂川市での暮らしに関わる方々を「市民・地域活動団体」「企業・事業者」「市」と表しております。

この3者が共通理解のもと、対等・平等の関係で、協力・連携し、英知を結集し、ともに行動する。

住みよいまちとするために、みんながお互いに力を合わせてまちづくりを進めます。

このことによって、「安心して心豊かに いきいき輝くまち」の実現へ繋がっていくものと考えているところでございます。

本市におきましても、町内会やNPO法人、ボランティア団体、企業等による様々な市民活動が行われております。

「協働」と聞きますと、やはり、何か特別なことをするのとか、市から何か押しつけられるのではないかなどと、難しいことのように思われがちですが、実際は、日常的に私たちの生活に関係していることが多く、意外と身近なものとなっています。

例えば、従来から地域で行われている、資源ごみの団体回収、防犯灯の維持管理、河川清掃や植栽・ごみ拾い等の環境美化活動、あいさつ運動や子どもの見守り、高齢者への声かけ、企業による社会貢献・学校支援など、町内会やNPO法人、ボランティア団体、企業等で行われているこれらの活動は、協働のひとつの取り組みであり、こうした活動がまちづくりに大きな貢献をされております。

そのような中、本市を取り巻く状況に目を向けますと、少子高齢化や人口減少の進行、高度情報化の進展、生活環境の変化等による住民の価値観やライフスタイル、住民ニーズが多様化してきております。

また、国においても国と地方の関係を見直し、地域の特色を活かしたまちづくりを行えるよう地方分権が進められており、これまでの行政主導ではない、市民と行政が対等な関係で協力し合う「協働のまちづくり」の推進が求められてきております。

このことから、今後、市民と行政による協働のまちづくりをより一層推進するうえで、町内会やNPO法人、ボランティア団体、企業、行政等がお互いを尊重・理解し、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚して、対等な立場で協力・補完し合いながら、よりよいまちづくりを進めていくことができるように、そのあり方や方向性を示す「砂川市協働のまちづくり指針」を策定し、これに基づき、市民と行政の協働に対する共通の理解を深め、協働の意義を広め、協働を具体的に進めていくことを目的としているものであります。

続きまして、(2)の指針策定の基本的な考え方についてであります。お手元の資料では1ページの中段からになります。

指針につきましては、協働についての考えを市民と行政が共有し続け、協働のまちづくりを進めるうえでの道標、ガイドラインとなることから、6つの基本的な考え方に基づいて策定を進めていきたいと考えております。

1点目といたしまして、なぜ今、協働が必要なのか、本市を取り巻く社会情勢などから、指針策定の背景や目的を表します。

2点目といたしまして、協働とは何か、協働の定義・原則、期待される効果などを表します。

3点目といたしまして、現在行われている協働の取組や町内会活動・市民活動等の現状と課題を表します。

4点目といたしまして、協働を進めるうえで、市民、行政等の各主体がどのような

役割を果たしていくべきかを表します。

5点目といたしまして、協働の意識づくり、環境づくり、仕組みづくりにおける、情報の受発信や人材育成、支援策のあり方等、必要となる施策をどのように展開していくかを表します。

6点目といたしまして、指針の内容を誰もが理解できるように、できるだけわかりやすい文章表現を心がけます。

この6つの基本的な考え方に基づいて指針の策定を進めていきたいと考えております。

続きまして、2 指針の概要についてであります。お手元の資料では2ページの中段からになります。

指針の名称は、「砂川市協働のまちづくり指針」といたします。

指針の構成内容といたしましては、先進事例等も参考にしながら、今ほどご説明をいたしました指針策定の基本的な考え方にに基づきながら、概ね、指針策定の基本的な考え方、協働とは、市民活動の現状と課題、市民と行政の役割、協働を進めるための施策展開といった内容を盛り込んでいくことを想定しているところでございます。

基本的には、指針策定協議会の委員の皆さんと協議をしながら指針の策定作業を進めていきますが、指針といってもどのようなものか、なかなかイメージできないのが現状だと思いますので、策定する指針をイメージしていただく意味で、道内の恵庭市と道外の自治体ではありますが、最近、指針を策定した茨城県坂東市の2つの自治体の指針を参考資料として添付しております。

お手元の参考資料、恵庭市の指針をご覧ください。北海道の取りまとめによりますと平成23年7月現在、道内では指針、方針、プラン、行動計画等名称は様々ですが、179市町村（35市129町15村）のうち34市町村で協働のまちづくり指針等が策定されている状況であります。

その中で恵庭市は平成20年2月に指針を策定しており、道内では新しい指針であります。指針の内容、構成を見てもみますと、協働のまちづくりの考え方として、いまなぜ協働が必要か、協働のまちづくりとは、協働のまちづくりの基本原則、協働の領域、協働のまちづくりの課題、市民や行政の役割、指針から条例へといった内容となっております。

これまで、道内、また、全国で策定されております指針を見ますと、自治体によって若干ページ数や内容は異なりますが、恵庭市のような内容の指針が一般的な指針と言えると思います。

もう一つの参考資料であります茨城県坂東市の指針をご覧ください。こちらの指針につきましては、平成23年6月に策定されたものであり、指針の内容・構成といたしましては、協働とは、協働が求められる背景、新しい公共、協働の担い手、協働のルール、協働の形、協働のメリット、市民と行政求められる役割などとなっております。図や表、それぞれポイントなどを有効に使用し、市民向けのわかりやすい内容の指針となっております。文章表現なども含め参考にすべき点は多いと考えております。ご一読いただき、こういうものを策定しようとしているというイメージをしていただければと

考えております。

策定方針の2ページ下段に戻ります。

策定する指針につきましては、来年1月下旬から2月上旬頃までを目途に策定し、完成した指針につきましては、指針本編を200部作成し、係長以上の職員、議員、協議会委員等に配布、また、概要版を9,000部作成し、全戸配布をしたいと考えております。

お手元の資料の3ページに進みまして、指針の策定体制についてであります。

指針の策定にあたりましては、市民参加による指針づくりや意見反映の機会を確保し、庁内の策定組織とともに策定の取り組みを進めていきたいと考えております。

(1) 市民の参加についてであります。広い視点で指針づくりを進めていくために、4つの機会による市民の参加をいただきながら指針づくりに取り組んでいきます。

1つ目は、指針策定に際して、「協働のまちづくり指針策定協議会」を設置し、市民委員として様々な分野において、地域活動などに携わっている方々の参画を得ながら、指針づくりを進めます。

2つ目は、平成23年度に引き続き、協働の担い手となる地域活動団体等と「協働のまちづくり懇談会」を開催し、活動の現状や課題などから、協働のまちづくりのあり方等に対する意見や提言等を伺います。

3つ目は、「協働のまちづくり指針(素案)」について、市民説明会を開催し、多くの市民から意見や提言等を伺います。

4つ目は、「協働のまちづくり指針(案)」に対して、市民から意見を公募します。

以上のように、指針の策定にあたっては、できるだけ多くの意見反映の機会をつくっていききたいと考えております。

続きまして、(2)の策定体制についてであります。指針策定に際しましては、市民委員からなる「協働のまちづくり指針策定協議会」と庁内における「協働のまちづくり指針策定委員会」及び「協働のまちづくり庁内推進会議」を中心として策定作業を進めていきます。

1つ目の協働のまちづくり指針策定協議会についてであります。先ほど、近藤課長より協議会の設置要綱に基づき内容の説明をしておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

続きまして、お手元の資料の4ページに進みまして、庁内の策定体制についてであります。

指針が協働のまちづくりの道標として機能するために、全ての職員が協働のまちづくりに対する理解を深めて取り組むことが重要であり、策定委員会を中心として、庁内各部局は創意を結集し、指針の策定作業を進めることといたします。

協働のまちづくり指針策定委員会につきましては、指針に関する重要な事項の協議を行うとともに、原案を調査審議し、協議会に対する提案内容を決定いたします。副市長を委員長、教育長を副委員長に、市立病院、消防も含めた部長職12名の計14名での構成となります。

庁内の体制といたしましては、この策定委員会のほか、部長職、課長職 23 名で構成されております庁内推進会議を中心に連携を図りながら、指針の策定作業を進めていきたいと考えております。

今、ご説明いたしました、指針策定に関する体制を図にしたものが、次ページの関係資料 1 であります。

続きまして、(3) 市議会への報告であります。指針の策定にあたっては、常任委員会等において、指針策定協議会での協議経過について、その都度報告し、議会の理解も得ながら策定作業を進めていきたいと考えております。

また、(4) といたしまして、協働のまちづくりを推進していくためには、市民と市職員の協働に対する理解と意識を高めていくことが必要です。そのため、指針の策定作業に併せて、協働のまちづくり講演会や出前講座、職員研修等の開催や様々な情報を発信し、協働意識の醸成に努めることといたします。

続きまして、4 の策定のスケジュールについてであります。

全体的な流れにつきましては、お手元の関係資料 2 の指針策定スケジュール（案）をご覧くださいと思います。

主だったものといたしまして、1 つ目として、指針策定協議会につきましては、本日の第 1 回協議会を皮切りに、来年 2 月上旬頃まで、7 回の開催を予定しているところですが、策定作業、議論の進捗状況を踏まえながら、開催数につきましては柔軟に対応をしていく必要があると考えております。

2 つ目として、後程、議事の 2 点目として、ご提案をさせていただきますが、6 月 28 日（木）18：00～地域交流センターゆうにおいて、協働のまちづくり講演会の開催を予定しているところでございます。

3 つ目として、指針の策定につきましては、10 月頃までを目途に指針の（素案）について検討を行い、素案について市民説明会を開催、市民説明会で伺った意見も踏まえながら、4 つ目として、1 月から 1 月にかけて、指針（案）について、パブリックコメントも募集した中で検討をしていきます。

5 つ目として、2 月上旬頃までを目途に指針案の取りまとめを行い、最終的に市長へ指針案を提言する。このようなスケジュール（案）となっております。指針策定につきましては、ハードな日程となりますが、是非、委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、今ご説明申し上げました策定方針に基づきまして、策定事務・作業を進めていきたいと考えているところでございます。指針の基本的な考え方等につきまして、ご協議をいただければと考えております。簡単ではございますが、議事の（1）協働のまちづくり指針の策定方針についてのご説明・ご提案とさせていただきます。

会 長 : ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質疑等ありませんでしょうか。

委員：この種のもは、指針自体がプラン、計画だと思ふのです。それを実行して、そして評価をする。指針にはならないのでしようけれども、その辺を視野に入れて、どうやって評価をするとかいうところを想定した議論を1回していただければ、深みが出るのではないかと個人的には考えますので、お諮りいただくとありがたいと思つております。

会長：事務局いかがでしようか。

事務局：今のご意見ですが、協働のまちづくりの取り組みにおける評価を考えてはどうかというご意見ということによろしいでしようか。

委員：はい。

事務局：今、砂川市のまちづくりにおける施策、さらに事務事業につきましては、行政評価という形で事務事業に対する評価を行っているところでございます。皆様のお手元に第6期総合計画の冊子があると思ひます。こちらの計画のつくりといたしましては、基本計画の中にそれぞれ基本目標を1から6まで掲げてございます。例えば42ページをご覧いただきたいと思ひますが、この中にそれぞれ施策、そして目標、43ページにいきますと基本事業とねらいというような形になっておりまして、この基本事業の取り組みに對しまして、指標を設けているところでございます。

砂川市では、この指標に対する評価ということで今後の取り組みが進められていく形になっておりますが、こういう事務事業におきまして、先ほど策定方針の説明の中にもありましたが、それぞれの施策については、どれも協働による、地域コミュニティによる取り組みが必要不可欠であるという形になっておりますので、今回、指針を策定していただいたその取り組みの中で、協働を育んでいただき評価の方に繋げていければと事務局では考えているところでございます。

なお、指針の評価のあり方につきましては、委員の皆様からご意見があれば、今後の協議会の中で、また、役所の庁内会議の中でそれぞれ対応について協議してまいりたいと考えているところでございます。

会長：ただ今、事務局より説明がございましたけれどもこのようなことによろしいですか。

委員：はい。

会長：他に、質問等はありませんか。

ないようですので、では、この策定方針に基づいて、これから指針の策定を行っていきたいと思ひます。

さて、ここで、若干のお時間をいただき、第1回目の会議でもありますので、これから協働のまちづくりを進めるにあたって皆さんと意見交換をしたいと思つております。委員さん、お一人おひとりからコメントをいただければと思つております。

事務局：会長さんのお取り計らいで、それぞれ委員さんからご意見をいただきたいということでございますので、事務局といたしましては、協働に関することということで、今、お話をさせていただきました第6期総合計画におけます協働のまちづくりの考えに対して、感じたことなどをお話していただければと思いますし、また、本日は地域の活動団体の代表の方、公募委員の方におかれましても各種ボランティア活動等をされておりますので、それらの活動の中から、まちづくりにおけます市民の皆さんと行政の関わりなどで感じていること等コメントいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長：事務局よりありましたように、日頃感じていること等をお一人おひとりから伺いたいと思います。

委員：先ほどもご説明ありましたように、かなり協働が進んでいるまちだと感じております。それに対して、今回の指針づくりは、要するにもう一回まとめてみようという考え方と今足りないところをどうやって強化するのか、そのためのプランを考えていくためだと感じております。

委員：今、説明をいただいて、期間が短く、かなり詰まったスケジュールにもなっていて、これは大変なことだと感じました。

私どもの活動は、もともと自分で問題を解決できるものではなく、町内会あるいは行政と情報を共有していろいろな活動を行っていくものです。実際問題、市から依頼される調査活動等かなり行っております。これらに対して、これからいろいろな肉付けをしていく会議なのではないかという気がしております。

委員：私どもも少子化の問題や出会いがない、高齢化の問題などいろいろな課題について話し合いをしているのですが、この会議の中ででたものを持ち帰って、勉強会等を開いて課題をまとめ、これからは繋げていきたいと考えております。

委員：私も協働というのは、形は違うけれども町内会とかを含めて、この砂川には結構あるのかなと思っております。ただ、勘違いしてはいけないのは、協働を役所の仕事の一部をお手伝いするという形であって、コストダウンをしてラッキーと思うような感じでは駄目だと思います。その仕事、行政サービスを市民の意見を聴きながらより良いものにするために、お互いに知恵を出し、汗をかくということが本当の意味での協働だと思います。逆の立場に立ちますと市民が行政と協働で何かをやるという時に、行政におんぶにだっこであったり、お金をちょうだいというような形では本当の協働ではないと思います。その辺をもっと深く掘り下げていくと本当にお互いが知恵を出して、お互いのできる場所で問題を解決していくという、そういう意味での協働のあり方が本当の形だと思いますので、そういうところを掘り下げて議論をしていただけたらいいのかなと思っております。

委員：委員の皆さん難しいとおっしゃっておりますけれども、第1回目に出席をして、私もどうやっていいのか、考えてもさっぱりわからないのが現実です。毎週、ボランティアを行っておりますが、与えられた仕事をやっているだけです。これからは何か違う方法でできることがあれば、協力をしたいと思っています。9月に新たなお手伝いの依頼をお受けしたところです。ボランティアとしては、そういう形でしかできないのですけれども、協力していきたいと思っています。

委員：私は子供が小さい時から、公民館のクラブのメンバーに入らせていただきました。その時はメンバーは多かったのですけれども、年代が変わって次の代表を誰がするかということになったら、私は代表はできないからとみんな辞めてしまうといった状況を何度も目にしている、参加するのはいいのですが先頭に立って物事を進めていくのはちょっとという方が、すごく多いというのがいろいろなところで目に入ってきました。

今、活動しているところでも若いお母さん方はいるのですけれども、なかなか中心的な役割は担ってもらえない。人材不足ということが、いろいろなところでこれから解決していかなければならない課題と思う反面、今、働いているお母さん方は非常に多いものですから、なかなかそちらの方には力が入っていかないのかなと日頃から感じております。

委員：平成12年ぐらいなのですが、北大の大学院生がまとめた砂川の可能性という冊子がありますか。

その当時、北大の大学院生が砂川のあちこちにヒアリングに行って作成した資料があるのです。10年以上経っていますので古い資料になるのですけれども、結構おもしろいことが書いてあったという記憶があります。砂川のまちというのは、市民でいると気が付かないのですけれども、市外の方からは割と閉鎖的だねと言われてしまうのです。ただ、閉鎖的ということマイナスの捉えるのではなく、むしろプラスとして捉えるのであれば、市民とか行政とか各団体等、協力関係が構築しやすいのかなと思います。

そんな中で、行政サイドには総合計画のように将来に対するビジョンが当然あると思いますけど、ただ、現場の市民もしくは団体は、現場の課題というのを持っていたりします。それを、市長さんがおっしゃっていましたが、対等の立場で、これが結構重要なポイントだと思いますが、対等な立場で議論をしていくことができたらいいなと思っています。

委員：私どもの団体は全道組織もございまして、そのような中で各地域のいろいろな取り組み等も研修させていただいております。砂川におきましても、87の町内会があります。大きいところから小さいところまでありますけれども、それぞれいろいろな活動を行ってきております。したがって、この協働のテーマとしては、各町内会が一番代用するところが出てくるのかなという感じはしておりますので、皆さん方にいろいろな事を報告しながら、あるいは相談しながら進めていければと思っています。

で、よろしくお願ひいたします。

委員：私も感じていることを申し上げたいと思います。私どももイベントを含めていろいろな事を行っていますけれども、その度に、私は自分たちのまちは自分たちで元気にしようといつも言っているのですが、頑張っている人は少ない。そういう意味では、市民の意識改革という目的に向かって、皆でやろうという意識を持っていただくようなことを皆さんと考えていきたい。そのことによって、行政と市民が一体となって物事が進んでいくのではないかと考えております。

今ほどお話もありましたけれども、団体も行政に頼りすぎている。行政にもっとお金を出してくださいとは言っているのですけれども、自ら汗を流すという団体は少ないような気がいたします。そんなことを感じています。

会長：最後になりますけれども、副市長さんから何かございましたらお伺いしたいと思います。

副市長：協働という言葉は、阪神・淡路大震災、平成7年の時から、災害が起きた時に倒壊した家屋の中に埋もれている人を周りの方々が助けた。道路や橋等が寸断されて、行政に要請をしても直ぐに行けないという状況の中から、周りの方々が助け合って救出をしたところから端を発して、協働という言葉が流行ってきたということのようでございます。

新しい公共とも新たな公共とも言われているのですけれども、先ほど委員の皆さんからお聞きしているとおり、行政からの押しつけ、財政が苦しいから市民の皆さんにやってもらう。そのような意識ではないかという、決して誤解だけではないようにしていかないと協働というのは、成り立っていかない。このことは庁内の会議でも言っているのですけれども、決して押し付けであってはならない。はき違えてはいけないという認識の下で、今後どのようなものが協働してやっていけるのだろうかというようなことも、内部で検討しながら考えているところであります。決してこのボタンのかけ違いだけはしないように、市民の皆さんの目線に立って、どうやって協力し合いながら、助け合いながらいけるかというところを基本的なスタンスにしていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただいて、私たちもしっかりと検討してまいりたいという考えでおりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

会長：ありがとうございました。

ただいま皆さんから出されたご意見を始まりとして、今後、協働のあり方について、議論を重ね、指針づくりを進めてまいりたいと思います。

では、続きまして、議事の2番目に入ります。「協働のまちづくり講演会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：議事の（２）協働のまちづくり講演会の開催について、ご説明申し上げます。

お手元の資料の４をご覧ください。

はじめに、協働のまちづくり講演会開催の目的についてであります。協働のまちづくりについて、より多くの市民の皆さんの理解や関心を高め、協働意識の醸成を図るために開催し、市民及び地域活動団体等を対象に協働のまちづくりをテーマとした基調講演や先進地の事例紹介等を行うものであります。

講演会の概要といたしましては、今回、初めての開催でもありますし、協働のまちづくり指針の策定作業に執りかかるタイミングでもありますことから、講演の内容につきましては、指針策定にも直結するよう、協働とは何か、協働が求められる背景、新しい公共、協働を進める基本的な考え方、協働の担い手それぞれの役割などのほか、先進事例なども含めた具体的でわかりやすい基調講演を行うこととし、市民と市がともに認識を高め、これからの協働のまちづくりについて考えるきっかけの場としたいと考えているところでございます。協議会委員の皆様におかれましても、大変ご多忙とは存じますが、是非、講演会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

開催日時につきましては、平成 24 年 6 月 28 日（木） 18：00～20：00 を予定しております。

開催時間につきましては、一般市民、地域活動団体関係者、市職員等ができるだけ多く参加できるよう、午後 6 時からを予定しているところでございます。

開催場所は地域交流センターゆうの大ホールを予定しており、より多くの参加が得られるよう、開催について、ホームページや 6/15 号の広報すながわに記事を掲載するほか、各種団体に対する案内等により、市民、地域活動団体、市職員等に対し、広く周知を図ることといたします。300 人の参加者を目標に準備を進めていきたいと考えているところでございます。

次ページのプログラム（案）のとおり、当日は、市長よりご挨拶をいただき、その後、講師紹介、基調講演、質疑応答という流れを考えており、基調講演につきましては、仮ですが「協働ですすめるこれからのまちづくり」をテーマに札幌学院大学経営学部経営学科の河西邦人教授を講師に 90 分程度ご講演をいただくこととしております。

前のページに戻りますが、講師の河西教授につきましては、記載のとおり、現在、特定非営利活動法人北海道 NPOバンクの役員、北海道コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス協議会会長を務め、道内の NPO や市民活動団体の支援、育成にご尽力されているほか、北海道公益認定等審議会会長、北海道新しい公共支援事業運営委員会委員長、北広島市協働推進懇話会委員長、江別市行政改革推進委員会委員長など、自治体のまちづくりに関する各種委員も務められ、市民と行政の双方の目線から協働によるまちづくりを提唱し、北海道における協働の第一人者として、各自治体において協働についてのご講演をされるなど、幅広くご活躍されている方です。

なお、この間、河西教授とやり取りをしておりますが、6 月 5 日に講演の内容等につきまして、直接お会いをして打ち合わせをする予定となっておりますので、この協議会でのご意見なども踏まえまして、よりよい講演会となるようしっかりと打ち合わせをしてきたいと考えているところでございます。

続きまして、2ページ進んでいただきまして、講演会の開催にあたり、参加者を対象に講演会の感想や協働の必要性等について伺い、今後の講演会のあり方や協働のまちづくり指針策定の際の基礎資料とするため、アンケート調査を実施したいと考えております。

調査につきましては無記名方式のアンケート調査とし、講演会参加者全員へ受付時にアンケート調査への協力依頼、調査票の配布を行い、講演会終了後、会場出口に設置する回収箱に調査票を投函していただこうと考えております。

また、アンケートの内容についてであります。他市町村において講演会等の際に実施されているアンケートなどを参考に、次ページになりますが、講演会アンケート（案）を作成しております。

設問は、ご回答いただく方の年齢、性別、職業、お住まい、講演会をどのように知ったか、協働という言葉を知っていたか、講演会の感想、参加しやすい曜日や時間帯、協働のまちづくりの必要性、協働のまちづくりに必要なもの、地域活動等を活発にするために必要なもの、社会貢献活動について、活動に参加している団体、その他ご意見 と11の設問としております。

他の自治体では、1ページで5、6問の設問としている例が多いのですが、せっかくの機会でもあるため、ご回答いただける範囲で、できるだけ多くの設問を用意し、アンケートにつきましては、できるだけ回答しやすいよう選択方式としているところでもあります。

なお、指針づくりの参考とするため、アンケート結果につきましては、集計・分析し、次回、7月に予定しております第2回目の協議会に、資料としてお示ししたいと考えております。

以上、議事の2点目、協働のまちづくり講演会の開催についてのご説明、ご提案とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 : ただいま、事務局から講演会についての説明がありましたが、これについて何かご質問等ありませんでしょうか。

～ 委員の皆さんよりなしの声 ～

8. その他

会 長 : それでは、最後にその他ですが、事務局から何かございますか。

事 務 局 : それでは、最後にその他ということで、3点ほどご連絡がございます。

1点目につきましては、講演会への出席のお願いでございます。今ほど、まちづくり講演会の関係につきまして提案させていただきました。6月28日、午後6時から講演会を開催することになっております。

委員の皆様の方にもそれぞれ事務局の方から、出席のお願いということでご案内を

させていただきたいと思いますが、それぞれの委員さんが所属しております団体のお仲間にも講演会のご出席について、呼びかけをしていただきますようご協力をお願いしたいと考えております。

2点目につきましては、次回の協議会の日程でございます。2回目の会議につきましては、6月28日の講演会を踏まえて、その結果を基に7月の中旬から下旬にかけて開催したいと考えております。開催日時につきましては、後日、会長、副会長と日程を調整させていただいたうえで、改めて委員の皆様にお知らせをしたいと考えております。

また、会議の資料につきましても事前配布を考えておりますので、準備の都合もございりますが、今回と同様に1週間前には配布して参りたいと思っております。

なお、本日、会議につきましては午前10時からの開催でございましたけれども、会議の開催の時間帯につきまして、委員の皆様から何かご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

最後、3点目でございます。委員の報償についてでございます。

委員の皆様には協議会に出席していただくことによりまして、日額4,800円の委員報償と自宅からの距離に合わせてでありますけれども、費用弁償としまして旅費を支給させていただきます。支払いについては、協議会を7回開催する予定でありますことから、ご指定いただいた銀行口座に12月と3月にまとめて振り込みをさせていただきたいと思っておりますのでご理解の程お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会議開催の時間帯についてだけ、ご意見をいただければと思っております。

会 長 :ただ今、事務局から会議の時間帯について、今日は10時からということでしたけれども、これについて皆様のご意見をお聞きしたいということでございます。何かご意見ありますでしょうか。

委 員 :できれば午後からの方が私はありがたいと思っております。

委 員 :私もできれば午前より午後の方が都合がつけやすいと思っております。

会 長 :できれば午後からの方がありがたいという意見が2つありましたけれども、事務局の方で検討いただいて、できるだけ意に添うようにさせていただきたいと思っております。

今は、会議の時間帯の事でしたけれども、その他でも結構ですが他に何かございせんか。

ないようですので、これをもちまして、第1回目の協議会を終了させていただきます。本日は大変ご苦勞様でした。

9. 閉 会 (11時20分)